

## 茨木市農業経営基盤強化促進基本構想新旧対照表

改 正 (案)	現 行
<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1 現状と課題</p> <p>本市は、従来、米を基幹作物として農業経営の基盤をなしていたが、昭和30年以降の積極的な工場誘致政策等によって、地域開発が急激に進む中、農業経営の近代化・合理化・省力化を図るため、昭和48年に農業振興地域の指定を受け、国・府の各種補助事業を導入し、ほ場整備・農道・水路・ため池等、農業生産基盤の整備充実に努めるとともに、営農飲雑用水施設・集落道等の生活環境基盤の整備も合わせて進めてきた。</p> <p>しかしながら、全国的な輸入農産物の増加による農産物価格の低迷等に加えて、急速な都市化による兼業化、農地転用が進行し、自給的農家や第二種兼業農家<sup>*</sup>が大部分を占め、農業従事者の多くが高齢者となるなど、全国的な問題である担い手不足が深刻になっており、農業が弱体化してきたため、効率的な土地利用、担い手の育成が重要な課題となっている。</p> <p>2 経営の指標</p> <p>農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の具体的な目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。</p> <p>具体的な経営の指標は、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（一個別経営体当たり600万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。</p> <p>3 農業経営基盤の強化の促進に関する事項</p> <p>本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに</p>	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p><del>本市は、淀川の北、大阪府の北部に位置し、丹波高原の一部をなす老の坂山地の麓にある。東西10.07km、南北17.05kmの東西に短く、南北に長い地形をしており、およそ北半分は、老の坂山地、南半分は大阪平野の一部をなす三島平野にある。</del></p> <p><del>市域南部では市街化が進む一方、北部では山林、農地等の利用が主となっているが、農地の割合は近年減少傾向にあり住宅地などの市街地に転換される傾向が続いている。</del></p> <p><del>多くの広域幹線軸が交差する交通の要衝にある本市は、北大阪地域の中核都市として独自性を持った活動を展開し、発展してきた。今後においても、大都市圏の利点を北摂地域の各都市と共有しながら、都市間相互の連携を更に強化することで、新たな発展が望める。</del></p> <p>本市は、従来、米を基幹作物として農業経営の基盤をなしていたが、昭和30年以降の積極的な工場誘致政策等によって、地域開発が急激に進む中、農業経営の近代化・合理化・省力化を図るため、昭和48年に農業振興地域の指定を受け、国・府の各種補助事業を導入し、ほ場整備・農道・水路・ため池等、農業生産基盤の整備充実に努めるとともに、営農飲雑用水施設・集落道等の生活環境基盤の整備も合わせて進めてきた。</p> <p>しかしながら、全国的な輸入農産物の増加による農産物価格の低迷等に加えて、急速な都市化による兼業化、農地転用が進行し、自給的農家や第二種兼業農家が大部分を占め、農業従事者の多くが女性や高齢者となるなど、全国的な問題である担い手不足が深刻になっており、農業が弱体化してきたため、効率的な土地利用、担い手の育成が重要な課題となっている。</p> <p><del>そこで、</del>農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の具体的な目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。</p> <p>具体的な経営の指標は、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（一個別経営体当たり600万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。</p> <p>本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目</p>

当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業の実施や農地中間管理事業<sup>\*</sup>の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づく農地中間管理事業、大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成 19 年大阪府条例第 72 号（以下「府条例」という））に基づく農空間保全地域制度の活用を図る。

- (1) この基本構想の推進に当たっては、大阪府農業経営基盤強化促進基本方針<sup>\*</sup>に基づき、各種施策を適切に活用して推進するものとする。
- (2) 本市は、大阪府北部農と緑の総合事務所、農業協同組合、農業委員会等が相互の連携の下で指導を行うため、「茨木市担い手育成総合支援協議会」（以下「市支援協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して市支援協議会が主体となって営農診断・営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画<sup>\*</sup>の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。
- (3) 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業<sup>\*</sup>による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員等による掘り起し活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけ、**地域計画で作成する目標地図<sup>\*</sup>への位置付けを行うなど**、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地の貸付けを進める。また、これらの農地の流動化に関しては土地利用調整をし、集団化・連担化した条件で担い手に農用地<sup>\*</sup>が利用集積されるよう努める。
- (4) 近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。
- (5) 認定農業者等担い手の不足が見込まれ、これらの者だけでは継続的な耕作が困難な地域では、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用を促進する。
- (6) **農地中間管理事業の活用**にあたっては認定農業者等効率的かつ安定的な経営体を優先して利用集積を図るものとする。
- (7) 農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努め、併せて、集約的な経営展開を助長するため、大阪府北部農と緑の総合事務所の指導の下、高収益化・新規作目の導入を推進する。
- (8) 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、**農地所有適格法人等**の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーター<sup>\*</sup>の育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の

指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業の実施や農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づく農地中間管理事業、大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成 19 年大阪府条例第 72 号）に基づく農空間保全地域制度の活用を図る。

- ~~また、~~この基本構想の推進に当たっては、大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に基づき、各種施策を適切に活用して推進するものとする。
- ~~まず、~~本市は、大阪府北部農と緑の総合事務所、農業協同組合、農業委員会等が相互の連携の下で指導を行うため、「茨木市担い手育成総合支援協議会」（以下「市支援協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して市支援協議会が主体となって営農診断・営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。
- ~~次に、~~農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員等による掘り起し活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけ、**利用権の設定を行うほか、**農地中間管理事業を活用し、**農地中間管理権の設定、**担い手への農地の貸付けを進める。また、これらの農地の流動化に関しては土地利用調整をし、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。
- ~~特に、~~近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地（**要活用農地**）とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者**又は組織経営体**（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。
- ~~また、~~認定農業者等担い手の不足が見込まれ、これらの者だけでは継続的な耕作が困難な地域では、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用を促進する。
- ~~なお、~~**利用権設定と農地中間管理権の設定**にあたっては認定農業者等効率的かつ安定的な経営体を優先して利用集積を図るものとする。
- ~~また、~~農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努め、併せて、集約的な経営展開を助長するため、大阪府北部農と緑の総合事務所の指導の下、高収益化・新規作目の導入を推進する。
- ~~また、~~生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、**農業生産法人等**の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーター<sup>\*</sup>の育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の

実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。

(9) 女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、積極的な地域農業への参加・協力を促進するなど、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

(10) 効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求める。

(11) 法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援により、農用地の認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関・団体にも協力を求め、制度の積極的活用を図る。

(12) 市支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導等を大阪府北部農と緑の総合事務所の協力を受けつつ行う。

(13) 農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に行う。

#### 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標及び育成方針

平成26年9月に茨木市農業経営基盤強化促進基本構想<sup>\*</sup>を策定して以降、7人が新規就農しているが、将来にわたって担い手を安定的かつ計画的に確保し、地域農業の生産量の維持・拡大を図っていくには、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図る必要がある。確保・育成すべき目標人数としては、大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織に加え、法人や府条例に基づく大阪版認定農業者等が合わせて約3,100件であることを踏まえ、本市においては年間5人の確保を目標とする。

また、上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談のあった者の意欲と能力を踏まえ、必要に応じて研修等を実施のうえ就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、本市への就農希望者に対して、農地については、農業委員会による紹介、技術・経営面については本市、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課や大阪府家畜保健衛生所、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、

実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。

~~さらに、~~女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、積極的な地域農業への参加・協力を促進するなど、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

~~なお、~~効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求める。

~~特に、~~法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関・団体にも協力を求め、制度の積極的活用を図る。

~~本市は、~~市支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導等を大阪府北部農と緑の総合事務所の協力を受けつつ行う。

~~なお、~~農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に行う。

~~本市の新規就農者はここ数年まったく確保できていない状況であるが、~~将来にわたって担い手を安定的かつ計画的に確保し、地域農業の生産量の維持・拡大を図っていくには、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図る必要がある。確保・育成すべき目標人数としては、大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた「~~個別経営体~~」及び「~~組織経営体~~」は、野菜、花き、果樹、畜産を中心として約1,000経営体を含めた府条例に基づく大阪版認定農業者及び新規就農者、法人、新たに農業経営を営もうとする青年等を合わせて約3,100件（~~新規就農者は54件/年~~）を踏まえ、本市においては年間5人の~~当該青年等~~の確保を目標とする。

また、上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談のあった者を就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、本市への就農希望者に対して、農地については農地中間管理機構や農業委員会、~~農地利用集積円滑化団体~~による紹介、技術・経営面については大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課や大阪府家畜保健衛生所、~~茨木市~~農業協同組

将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の  
 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

(略)

個別経営体営農類型

No.	経営類型	規模実面積 (ha)			内 容	労働力 (時間)	所得 (万円)	備考
		露地	施設					
1	野菜専作Ⅰ (ハウス軟弱 野菜経営)	0.95	0.65	0.3	しゅんぎく周年 ハウス 延べ 80a こまつな周年 ハウス 延べ 40a ねぎ周年 40a 水稻 25a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 1,800 (計) 7,800	600 [1,000]	
2	野菜専作Ⅱ (養液栽培 経営Ⅰ)	0.5	0.25	0.25	トマト (年間2作) 養液栽培 延べ 40a 軟弱野菜 ハウス 延べ 20a 水稻 25a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 900 (計) 6,900	690 [1,090]	

合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、  
 将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の  
 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

(略)

個別経営体営農類型

No.	経営類型	規模実面積 (ha)			内 容	労働力 (時間)	所得 (万円)	備考
		露地	施設					
1	野菜専作Ⅰ (ハウス軟弱 野菜経営)	0.95	0.65	0.3	しゅんぎく周年 ハウス 延べ 80a こまつな周年 ハウス 延べ 40a ねぎ周年 40a 水稻 25a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 1,800 (計) 7,800	600 [1,000]	
2	野菜専作Ⅱ (養液栽培 経営Ⅰ)	0.5	0.25	0.25	トマト (年間2作) 養液栽培 延べ 40a 軟弱野菜 ハウス 延べ 20a 水稻 25a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 900 (計) 6,900	690 [1,090]	
3	野菜専作Ⅲ (養液栽培 経営Ⅱ)	-0.65	-0.45	-0.2	みつば <del>養液栽培 延べ 25a</del> 軟弱野菜 <del>ハウス 延べ 60a</del> 水稻 <del>20a</del>	<del>(主) 2,000</del> <del>(補) 4,000</del> <del>(雇) 3,100</del> <del>(計) 9,100</del>	<del>600</del> [1,000]	

No.	経営類型	規模実面積 (ha)			内 容	労働力 (時間)	所得 (万円)	備考	No.	経営類型	規模実面積 (ha)			内 容	労働力 (時間)	所得 (万円)	備考
		露地	施設								露地	施設					
3	野菜+きのこ	0.7	0.4	0.3	トマト 雨よけ施設 20a ほうれんそう 20a しゅんぎく ハウス 20a しいたけ(周年) 30a 原木10,000本 水稲 30a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 1,500 (計) 7,500	530 [930]		4	野菜+きのこ	0.7	0.4	0.3	トマト 雨よけ施設 20a ほうれんそう 20a しゅんぎく ハウス 20a しいたけ(周年) 30a 原木10,000本 水稲 30a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 1,500 (計) 7,500	530 [930]	
4	花き専作+ 水稲 (苗物専作 経営)	0.7	0.5	0.2	花壇苗 ハウス 延べ 60a 露地 延べ 20a 水稲 40a	(主) 2,000 (補) 3,300 (計) 5,300	610 [940]		5	<del>花き専作+</del> <del>水稲+</del> <del>(鉢物専作</del> <del>経営)</del>	<del>-0.6</del>	<del>-0.2</del>	<del>-0.4</del>	<del>鉢物 40a</del> <del>水稲 20a</del>	<del>(主) 2,000</del> <del>(補) 2,000</del> <del>(計) 4,000</del>	<del>-620</del> <del>-[820]</del>	一部貸 鉢(観葉 植物を 含む)
5	養鶏	0.1	0.02	0.08	採卵鶏 5,000羽 育成鶏 2,000羽	(主) 2,000 (補) 2,000 (計) 4,000	707	鶏舎 650㎡ 自動集 卵装置 発酵型 鶏糞処 理施設	6	花き専作+ 水稲+ (苗物専作 経営)	0.7	0.5	0.2	花壇苗 ハウス 延べ 60a 露地 延べ 20a 水稲 40a	(主) 2,000 (補) 3,300 (計) 5,300	610 [940]	
									7	養鶏	0.1	0.02	0.08	採卵鶏 5,000羽 育成鶏 2,000羽	(主) 2,000 (補) 2,000 (計) 4,000	707	鶏舎 650㎡ 自動集 卵装置 発酵型 鶏糞処 理施設



(略)

(略)

・観光農業

~~消費者ニーズと周年運営を考えた品目・品種の導入、栽培技術の導入を進める。  
また、農業公園や直売施設、市民農園等、他の観光施設との広域的な連携を進め、  
一体となった集客対策を推進する。~~

(略)

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の農産物等を安定的に生産するとともに、魅力ある地域社会を維持することとあわせて、農業が持続的に発展するためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営、兼業農家、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる経営体を「農業を担う者」として幅広く確保・育成していく必要がある。

このため、本構想第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を發揮した経営を展開できるよう重点的に支援するとともに、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、本市の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談への対応・情報の提供の他、農業経営に必要な研修の実施、就農計画の作成、農地の確保など、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

また、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体についても、地域資源の適切な維持管理を図る上で、担い手とともに重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供等のサポートを行う。

このほか、生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする観点から、スマート農業技術等を活用して省力的に農作業を行う農業支援サービス事業体による農作業の受委託を府とともに促進する。

2 本市が主体的に行う取組

本市は、農業を担う者を幅広く確保及び育成するため、以下の取組を実施する。

(1) 国版認定農業者<sup>\*</sup>については、主体性と創意工夫を發揮した経営を展開できるように

敵宜、様々な支援を行う。

- (2) 認定新規就農者については、相談への対応・情報提供の他、農業経営に必要な技術及び、就農計画の作成のアドバイスなど、関係機関と連携して一貫した支援を行う。
- (3) 農業経営・就農支援センターで把握した就農希望者等のうち、本市の要件に合致する者とのマッチング。また、府や本市等が実施する研修や就農支援策等の情報収集と就農希望者等への情報提供等を行う。
- (4) 農業委員会及び農業協同組合と連携し、地元農業者が指導する地域特産品に特化した新規就農希望者向けの実践研修の実施や、研修終了後の円滑な農地確保と就農支援を行う。
- (5) 農業委員会と連携し、貸借可能な農地の確保や、就農希望者等に求める要件（研修経験や営農計画等）の情報提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。
- (6) 農業委員会とともに、農地の集積・集約化に向けた地域での話し合いや地権者との調整等を行い、地域計画<sup>\*</sup>に定める農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、関係機関と連携して、営農環境の整備を進める。
- (7) 利用権設定<sup>\*</sup>可能な農地と就農希望者の育成が一体的に行える仕組みや体制を農業委員会とともに創設する。
- (8) 市でも営農指導が可能な人材を雇用するとともに大阪府や農業協同組合と連携し、意欲と能力のある人材を育成する仕組みを構築する。
- (9) 耕作放棄地を解消するため、農家や新たな担い手等が市内の耕作放棄地を優良農地に復元または、復元した土地の土壌改良を行う取組に対し、助成制度を創設する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市において、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保及び育成するため、下記の役割分担を基本として、関係機関が連携して取り組むものとする。

- (1) (一社)大阪府農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、地域計画に定める農用地の効率的かつ総合的な利用の実現を支援するため、農業を担う者に対する農地等に関する相談対応や情報提供、紹介・あっせん等を行う。
- (2) 農業協同組合は、新規就農者等への営農技術等の指導を行う。
- (3) 株式会社日本政策金融公庫大阪支店は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- (1) 本市は、農業者団体及び農業委員会等と連携し、就農希望者等の受入体制や就農希望者等を対象とする研修の実施状況、貸借可能な農地の情報等、就農希望者等が必要とする情報を農業経営・就農支援センターが指定する様式で整理し、農業経営・就農支援センターに情報提供する。

(2) 本市及び農業委員会、農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、農業経営・就農支援センターに情報提供する。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標  
農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○認定農業者等が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

認定農業者等が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標
面積のシェア：15%

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

この目標を達成するため、本市が策定する地域計画に沿って、効率的かつ安定的な農業経営体への農地の集積・集約や農地中間管理機構関連農地整備事業等による面的整備等を促進するとともに、ほ場が整形で、区画も大きく、水利や接道条件に優れた農地が集団で存在する平坦地においては、効率的かつ安定的な農業経営体への農地集積・集約を優先的に行い、小規模なほ場や傾斜地、大型機械の導入が難しい等の理由により、効率的かつ安定的な農業経営体への集積・集約が難しい地域等では、その他の経営体も含めた農地利用を推進する等、本市、農業委員会、農地中間管理機構等とも連携して、地域の実情に応じた農地利用を促進していく。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標  
~~上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者を含めた府条例に基づく大阪版認定農業者及び新規就農者、法人、新たに農業経営を営もうとする青年等（以下「認定農業者等」という。）に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。~~

○認定農業者等が地域における農用地の利用に占める面積のシェア ~~及び面的集積について~~の目標

認定農業者等が地域の農用地の利用に占める面積のシェア <del>及び面的集積</del> の目標	備考
面積のシェア：15% <del>なお、面的集積についての目標については、農地利用集積円滑化事業及び農地中間管理事業及び特例事業を実施して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</del>	

~~2~~ その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

~~本市では、園芸作物を中心とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者等を中心とした担い手への集積を進めているが、集積された農用地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。~~

~~また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。~~

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農用地利用ビジョン

~~本市では分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経~~



営が圧迫され、経営改善に支障が生じる可能性が高い。また、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ平坦地も含め遊休農地が増加し、本市の農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、認定農業者等を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地大宗を面的に集積することを誘導する等とともに、農地中間管理機構との連携や集落営農組織等を育成し、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、本市の農地の効率的利用を目指し、もって農業の振興を図る。

(3) 将来の農用地利用ビジョンの実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

本市の将来の農用地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ① 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ③ 農地利用集積円滑化団体の活用による①及び②に対する農地の面的集積の促進
- ④ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施
- ⑤ 園芸作物の振興及び地産地消の推進
- ⑥ 人・農地プランの策定と見直し

なお、これらの施策の円滑な推進のため農空間保全委員会による関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体、市支援協議会、農地中間管理機構等による指導体制を整備を行う。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

第2に示す効率的かつ安定的な農業経営の育成と主要作業の委託や共同化による地域農業の育成による農業構造の実現を図るため、関係機関、団体等の協力のもとにこの事業に取り組む。

本市では、農家1戸当たりの所有農地面積が少ないうえに、農地の資産価値が高く、農地の流動化はほとんど進んでいない。

また、市内の効率的かつ安定的な農業経営体の多くは、比較的規模の小さい農地で集約的な農業経営を行っている。そのため、第2に示す営農類型の多くを占める野菜、花き等を中心とした施設園芸を主体とした経営は、あまり多くの農用地を必要としないものとなっており、これらの経営体に対する農地流動化量は比較的少ない。しかし、中山間部に多い水稻を中心とした農業経営は、規模拡大が重要な要件であり、農地流動化により積極的な取り組みが必要となっている。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、大阪府が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、以下の方針に沿って、関係機関と連携し、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

そこで、本市が策定する地域計画や農地中間管理機構が行う事業等、農地の利用集積を促進するための各種事業等を活用し、農業経営基盤の強化の促進を図る。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、農業経営の改善を計画的に図ろうとする農業者には、農地の利用集積・集約や作業受委託を推進するとともに、経営管理の合理化や農業生産基盤の整備を図るため、農業経営改善計画認定制度の推進を行う。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、実行組合等と協議・調整のうえ設定することを基本とし、開催に当たっては、インターネットの利用等に加え、茨木市農協実行組合長会連絡協議会等と連携し、周知を図る。

参加者については、農業者、本市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、大阪府北部農と緑の総合事務所及びその他の関係者とし、協議の場において、地域の農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うことに努める。協議の場の参加者等からの協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を本市農林課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、市街化調整区域内の農地を含む実行組合単位に設定する。

また、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画<sup>\*</sup>を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。地域計画の策定に当たっては、「茨木市地域計画策定方針」に基づき、大阪府、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を適宜実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、関係機関と連携し、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的か

~~以下、各個別事業ごとに述べる。~~

1 利用権設定等促進事業に関する事項

注) 改正(案)では、第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項の4に記載

~~(1)利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件~~

~~① 利用権の設定等を受ける者が利用権等の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。~~

~~ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農業生産法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。~~

~~(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。~~

~~(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作物に常時従事すると認められること。~~

~~(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。~~

~~(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。~~

~~(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等、特別な事情がある場合を除き、農地適正化斡旋譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。~~

~~イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。~~

~~ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。~~

~~② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)及び(イ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で、利用権の設定等を受けることができるものとする。~~

~~③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第11条の31第1項第1号に規定~~

つ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規程する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法 23 条第 1 項に規程する要件を備えるものは、所定(農業経営基盤強化促進法の基本要綱参考様式第 6-1 号)の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法 23 条第 1 項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。また、(2)の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資する内容であること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規程する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法

~~する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に基づく農地中間管理機構、法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律第 127 号)附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。~~

~~④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者(利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業生産法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和 55 年政令第 219 号。以下「政令」という。)第 5 条で定める者を除く。以下同じ。))である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。~~

~~イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。~~

~~なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、鳥獣害被害対策への協力等を行うことについて本市長に確約書を提出すること。~~

~~ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員うち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。~~

~~なお、「業務を執行する役員」とは、会社法(平成 17 年法律第 86 号)上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的な業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいうこという。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を本市へ提出すること。~~

~~エ その者が「大阪府都市農業参入促進指針」で定められた「準農家」である場合にあっては農地の有効活用に資するとともに、農産物の販売を目指し、将来的には「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づいた大阪版認定農業者や農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者を目指すものとする。~~

~~⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主(農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定~~

<p>人」という。)又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、<b>農業経営を営む法人</b>となる)が<b>確実である</b>と見込まれること、定款又は規約を有していることなど<b>法政令第11条</b>に掲げる要件に該当するものに限る。以下「<b>特定農業団体</b>」という。)を、当該<b>特定農業法人</b>又は<b>特定農業団体</b>の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。</p> <p>② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。</p> <p>ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所</p> <p>イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標</p> <p>ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項</p> <p>エ <b>農地中間管理事業の利用に関する事項</b></p> <p>③ 本市は、②に規程する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。</p> <p>ア ②のイに掲げる目標が(2)に規程する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。</p> <p>イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが<b>確実である</b>と認められること。</p> <p>④ ②で規程する事項が定められている農用地利用規程(以下「<b>特定農用地利用規程</b>」という。)で定められた<b>特定農業法人</b>は、認定農業者と、<b>特定農用地利用規程</b>は、<b>法第12条第1項</b>の認定に係る<b>農業経営改善計画</b>とみなす。</p> <p>(7) 農用地利用改善団体の<b>勸奨</b>等</p> <p>① (5)の②の認定を受けた団体(以下「<b>認定団体</b>」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該<b>特定農用地利用規程</b>で定められた<b>特定農業団体</b>を含む。)に<b>利用権</b>の設定等を行うよう<b>勸奨</b>することができる。</p> <p>② ①の<b>勸奨</b>は、農用地利用規程に基づき<b>実施</b>するものとする。</p> <p>③ 特定農用地利用規程で定められた<b>特定農業法人</b>及び<b>特定農業団体</b>は、当該<b>特定農用地利用規程</b>で定められた<b>農用地利用改善事業</b>の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣ってい</p>	<p><del>にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。</del></p> <p><del>ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。</del></p> <p><del>④ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。</del></p> <p>(2) <b>利用権の設定等の内容</b></p> <p>利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、<b>別紙2</b>のとおりとする。</p> <p>(3) <b>開発を伴う場合の措置</b></p> <p><del>① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受けようとする者(農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「<b>令</b>」という。)第6条第2号の地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から<b>開発事業計画(農業経営基盤強化促進法の基本要綱様式第7号)</b>を提出させるものとする。</del></p> <p><del>② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。</del></p> <p><del>ア 当該開発事業の実施が<b>確実である</b>こと。</del></p> <p><del>イ 当該開発事業の実施に当たり<b>農地転用を伴う</b>場合には、<b>農地転用の許可の基準</b>に従って許可し得るものであること。</del></p> <p><del>ウ 当該開発事業の実施に当たり<b>農用地区域内の開発行為を伴う</b>場合には、<b>開発行為の許可基準</b>に従って許可し得るものであること。</del></p> <p>(4) <b>農用地利用集積計画の策定時期</b></p> <p><del>① 本市は、<b>法第6条</b>の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、<b>遅滞なく</b>農用地利用集積計画を定める。</del></p> <p><del>② 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認められるときは、その都度、<b>農用地利用集積計画</b>を定める。</del></p> <p><del>③ 本市は、<b>農用地利用集積計画</b>の定めるところにより<b>設定(又は移転)</b>された<b>利用権</b>の<b>存続期間(又は残存期間)</b>の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、<b>引き続き農用地利用集積計画</b>を定めるよう努めるものとする。この場合において、<b>当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)</b>を内容として定める。</del></p>
---	--



<p>ると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。</p> <p>(8) 農用地利用改善事業の指導、援助</p> <p>① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう関係機関と連携し、必要な指導、援助に努める。</p> <p>② 本市は、(5)の①に規程する団体又は当該団体にならうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、大阪府北部農と緑の総合事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、大阪府担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。</p> <p>3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等</p> <p>地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託等の総合的な推進を図る。このため、農地所有適格法人、認定農業者、集落、農業協同組合等、農業者の意向や地域の実情に応じ、様々な形態の農作業受委託を推進する。</p> <p>4 利用権設定等促進事業<sup>*</sup>に関する事項</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)の施行後においても、同法に設けられた経過措置の間、なお従前の例により、引き続き農用地利用集積計画<sup>*</sup>を定める。</p>	<p><del>(5)要請及び申出</del></p> <p><del>① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。</del></p> <p><del>② 本市の区域の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。</del></p> <p><del>③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。</del></p> <p><del>④ 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって、農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定めるべき旨を申し出ることができる。</del></p> <p><del>⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。</del></p> <p><del>(6)農用地利用集積計画の作成</del></p> <p><del>① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。</del></p> <p><del>② 本市は、(5)の②、③及び④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。</del></p> <p><del>③ 本市は、①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、農用地利用集積計画を定めることができる。</del></p> <p><del>④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。</del></p>
--	---



~~(7)農用地利用集積計画の内容~~

~~農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。~~

- ~~① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所~~
- ~~② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積~~
- ~~③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所~~
- ~~④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係~~

~~なお、①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。~~
- ~~⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係~~
- ~~⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件~~
- ~~⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料（法人である場合は定款の写しも）を添えて本市長に報告する旨~~
  - ~~ア ①に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）~~
  - ~~イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積~~
  - ~~ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収~~
  - ~~エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響~~
  - ~~オ 地域の農業における他の農業者との役割分担~~
  - ~~カ ①に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその耕作又は養畜の事業への従事状況~~
  - ~~キ その他参考となるべき事項~~
- ~~⑧ ①に規定する者が③、④以外の設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項及び①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載）~~

- ~~ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者~~
- ~~イ 原状回復の費用の負担者~~
- ~~ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置~~
- ~~エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め~~
- ~~オ 必要に応じて、アからエのほか、撤退した場合の混乱を避けるための取決め~~

~~⑨ ①に規定する者の農業経営の状況~~

~~(8) 同意~~

~~本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が五年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。~~

~~(9) 公告~~

~~本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。~~

~~(10) 公告の効果~~

~~本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。~~

~~(11) 利用権の設定等を受けた者の責務~~

~~利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。~~

~~(12) 紛争の処理~~

~~本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。~~

~~(13) 貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告~~

~~本市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。~~

~~① その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。~~

~~② その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安~~

~~定的に農業経営を行っていないと認めるとき。~~

~~③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。~~

~~(14) 農地利用集積計画の取消し~~

~~本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。~~

~~① (9) で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。~~

~~② (13) の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。~~

~~(15) 取消の公告~~

~~本市は、(14) の取消しをしたときは、(14) の①及び②に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の掲示板への掲示により公告する。~~

~~なお、この公告により(14)による取消しに係る賃借権又は使用貸借は解除されたものとみなす。~~

~~また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等(法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業の実施等)の働きかけ等を行う。~~

~~2 農地中間管理事業と特例事業の実施の促進に関する事項~~

~~(1) 本市は、府下一円を区域として農地中間管理事業及び特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同管理機構が行う事業の実施の促進を図る。~~

~~(2) 本市、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業及び特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。~~

~~3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項~~

~~(1) 本市は、本市の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体と農地中間管理機構の連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地利用集積円滑化団体が行う事業の実施の促進を図る。~~

~~(2) 本市、農業委員会、農業協同組合は、農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者から委任を受けて農地の貸し付け等を行う農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。~~

**4** 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

注) 改正(案)では、第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項の2に記載

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、関係機関と連携し、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規程する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法23条第1項に規程する要件を備えるものは、所定(農業経営基盤強化促進法の基本要綱様式第4号)の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規程する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等、又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規程する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規程する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規程する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」



という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該の認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう関係機関と連携し、必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5)の①に規程する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、大阪府北部農と緑の総合事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、大阪府担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

~~(1) 農作業の受委託の促進~~

~~本市は、関係機関と連携し、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。~~

~~ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進。~~

~~イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成。~~

~~ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発。~~

~~エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組~~

~~組織的な促進措置との連携の強化。~~

~~オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進。~~

~~カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定。~~

~~(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等~~

~~農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受託の促進に努めるものとする。~~

~~6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項~~

~~本市は、関係機関と連携し、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。~~

~~7 新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)の育成・確保に関する事項~~

~~新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向け、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課、茨木市農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。~~

~~また、青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や府の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。~~

~~さらに、営農指導等フォローアップについては大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課、大阪府家畜保健衛生所、茨木市農業協同組合、農地の確保については農地中間管理機構、農業委員会、農地利用集積円滑化団体など、各組織が役割を分担しながら育成に努める。~~

~~8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項~~

~~(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携~~

~~本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促~~

~~進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。~~

~~ア 本市は、今後も農業生産基盤の整備が十分でない地区や補完的な整備を必要としている地区で整備を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。~~

~~イ 本市は、効率的で生産性の高い農地を増やすとともに、農作業の受委託や農地流動化の推進、集落営農等、女性・高齢者や零細な農家の労力不足を地域ぐるみで支援する組織活動の強化に努める。~~

~~ウ 本市は、農業経営の改善においては、農地の利用集積を図るとともに、高度な技術と優れた経営感覚を持った経営体の育成や、都市に立地することの優位性を活かした農業の育成が重要であり、地域の実情に即した経営体をの育成に資するように努める。~~

~~エ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。~~

## ~~(2) 推進体制等~~

### ~~① 事業推進体制等~~

~~本市は、農業委員会、農と緑の総合事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討する。また、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。~~

### ~~② 農業委員会等の協力~~

~~農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、農空間保全委員会、市支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努め、本市は、このような協力の推進に配慮する。~~

## ~~第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項~~

### ~~1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項~~

~~本市において農地利用集積円滑化事業を実施する者については、地域における認定農業者等担い手の現状、農地実情などに精通した要員を有するとともに、農地利用集積円滑化事業について、適確かつ迅速に対応できる者が実施するものとする。~~

~~なお、本市は農地利用集積円滑化事業の実施状況を把握するため、農地利用集積円滑化事業を行う者に対し、毎年度、前年度の事業実績及び当該年度の事業実施計画について報告を求めるものとする。~~

### ~~2 区域の基準~~

~~本市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農地利用集積円滑化事業を実施する者が本事業を適~~

~~切に実施することができると見込まれる一定のまとまりのある区域又は旧村の区域とする。~~

~~なお、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。~~

~~3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項~~

~~(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容~~

~~農地利用集積円滑化事業規程には次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を記載しなくてはならない。~~

~~① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項~~

~~ア 農用地等の所有者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む。）~~

~~イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項~~

~~② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項~~

~~ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項~~

~~イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項~~

~~ウ 農用地等の管理に関する事項~~

~~エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項~~

~~③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項~~

~~④ 事業実施地域に関する事項~~

~~⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、大阪府農業会議、農業委員会等との連携に関する事項~~

~~⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項~~

~~(2) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方~~

~~本市における農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方については、大規模経営を行う認定農業者を中心とした担い手が経営のコストダウンを図り、より一層経営の効率が図られるよう、当該地域の認定農業者等を含めた効率的かつ安定的な経営体を中心に行う。~~

~~(3) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方~~

~~農地所有者代理事業を実施するに当たっては、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、当該委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと。~~

~~なお、委任事務の範囲は下記事項を基本とするが詳細については農地所有者と農地利用集積円滑化団体との間で利用権設定等委任契約書を締結すること。~~

~~① 利用権の設定等又は農作業の委託の相手方として適当と認められる者の選定に関すること。~~

- ~~② 適格者との利用権の設定等又は農作業の委託を行う場合の条件等の協議及び調整に関すること。~~
- ~~③ 委任土地に係る利用権の設定等に関する契約の締結、変更、更新及び解除、農地法第3条第1項の許可の申請並びに農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農地利用集積計画への同意に関すること。~~
- ~~④ 委任土地に係る農作業の委託に関する契約の締結、変更、更新及び解除に関すること。~~
- ~~(4) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準~~
  - ~~① 農用地等の売買価格は、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定める。~~
  - ~~② 農用地等の借賃については、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定める。~~
- ~~(5) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項~~

~~本市は農地利用集積円滑化事業の円滑な実施のために農業委員会、農業協同組合、土地改良区、市支援協議会等の関係機関及び関係団体による検討の場を設ける。~~
- ~~(6) 農地利用集積円滑化事業規程の承認~~

~~本市が農地利用集積円滑化事業規程を承認する際は、農地利用集積円滑化事業を行おうとする者の人的構成、財政基盤等の状況を踏まえ、法令の基準に照らして判断する。~~

~~なお、複数の者から承認の申請があった場合には、書面による審査のほかに申請者から農地利用集積円滑化事業の実施方針等を聴き取って判断する。~~

  - ~~① 本市に農地利用集積円滑化事業規程の承認を申請する際には、次に掲げる書面を提出しなければならない。~~
    - ~~ア 農地利用集積円滑化事業規程~~
      - ~~イ 法第4条第3項第1号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人にあっては、定款~~
      - ~~ウ 法第4条第3項第2号に掲げる者にあっては、定款又は規約~~
    - ~~② 本市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認に当たっては、次に掲げる基準をすべて満たす場合のみ行う。~~
      - ~~ア 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、基本構想に適合するものであること。~~
      - ~~イ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。~~
      - ~~ウ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、法第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。~~
      - ~~エ 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。~~
      - ~~オ 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されて~~



~~いること。~~

~~カ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。~~

~~キ カのほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。~~

~~ク 農地利用集積円滑化事業を行おうとする者が、農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、大阪府農業会議、農業委員会等との適切な連携が図られると認められるものであること。~~

~~ケ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設が次に掲げるものであること。~~

~~(ア) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設~~

~~(イ) 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設~~

~~(ウ) たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売のための貯蔵又は保管を除く）の用に供する施設~~

~~(エ) 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設~~

~~コ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、ケに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。~~

~~③ 本市が農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について承認をしようとする場合には、あらかじめ、農業委員会の決定を経る。~~

~~④ 本市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認を行った場合は、遅延なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類を本市の掲示板への掲示により公告する。~~

~~なお、承認の申請を行った農地利用集積円滑化団体に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付する。~~

~~ア 農地利用集積円滑化事業を行う者の名称及び住所~~

~~イ 農地利用集積円滑化事業の実施地域~~

~~ウ 農地利用集積円滑化事業の種類~~

~~エ その他必要な事項~~

~~⑤ 農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止については、③、④を準用する。~~

~~(7) 農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等~~

~~本市は、次に掲げる場合又は次に掲げる場合に該当するおそれがある場合は農地利~~

(略)

附 則

この基本構想は、令和 5 年 9 月〇〇日から施行する。

用語説明（五十音順）

行	用語	解説
あ行	茨木市農業経営基盤強化促進基本構想	農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項の規定に基づき、今後、本市で育成していこうとする担い手の効率的かつ安定的な農業経営の指標や目指すべき農業構造の目標を明らかにするとともに、その目標の実現のために実施していく事項等を定めた総合的な計画。
	大阪府農業経営基盤強化促進基本方針	農業経営基盤強化促進法第 5 条第 1 項の規定に基づき、府が地域の将来の農業のあるべき姿についてそのビジョンを描き、今後の地域の農政を推進する目標として策定するものであり、「茨木市農業経営基盤強化促進基本構想」を策定する際の指針となるもの。

~~用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関して必要な報告を求めるものとする。~~

- ~~① 農地利用集積円滑化団体としての事業活動が停滞している場合~~
- ~~② 事業年度を通じて事業の実績が極めて少ない場合~~
- ~~③ 正当な理由なく農用地等の所有者からの委任の申込みに応じない場合、農用地の買入価格又は売渡価格が不当に高い場合、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が希望するにもかかわらず貸付け等に応じない場合等農地利用集積円滑化事業規程に則して事業を実施していないと認められる場合~~
- ~~④ その他農地利用集積円滑化事業の実施を通じて農業経営基盤の強化を図っていくことができないと認められる場合~~

なお、報告徴収した内容から①から④に該当すると認められる場合、本市は農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命じるものとする。

- ~~(8) 農地利用集積円滑化事業規程の承認の取消し~~
- ~~本市は、次に掲げる場合には農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消す。~~
- ~~① 農地利用集積円滑化団体が法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人等でなくなったとき。~~
- ~~② (7) による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。~~
- ~~③ (7) のなお書きの命令に違反したとき。~~

(略)

~~別紙 1（第 5 の 1 の (1) ⑥関係）~~

~~次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。~~

- ~~(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）~~

~~○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけ~~

か行	活性化計画	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、市が作成するもの。	<p>るその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>..... 法第18条第3項第2号イに掲げる事項</p> <p>○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>..... その土地を効率的に利用することができることと認められること。</p> <p>—(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)—又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)—(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)—</p> <p>○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>..... その土地を効率的に利用することができることと認められること。</p> <p>○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>..... その土地を効率的に利用することができることと認められること。</p> <p>—(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)—を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)—</p> <p>○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>..... その土地を効率的に利用することができることと認められること。</p>
	環境保全型農業	農地の持つ物質環境機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用量等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいう。	
	国版認定農業者	市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定した農業者。	
た行	第二種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家。	
	地域計画	農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき、市町村が農業者等との協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図等を明確化し、公表したもの。	
	土地利用型農業	土地(面積)に依存し、その広がりを活用することを営農の中心にしている農業生産方式。	
な行	農業経営改善計画	農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために市町村に提出する計画。	
	農地中間管理機構	都道府県、市町村、農業団体等が出資して組織されている法人であり、都道府県知事はその都道府県に一つに限って指定する。府においては平成26年に一般財団法人大阪府みどり公社を指定。	
	農地中間管理事業	農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域を事業実施地域として、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構が行うものをいう。	
	農用地	耕作・養畜に利用される土地	
	農用地利用改善団体	農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う団体。	
	農用地利用集積計画	農作業や農地の管理をまかせたい農地所有者と農地を借りたい農業者との間に本市が入って、農地の貸し借りができる制度。	
ま行	目標地図	10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な姿を明確化した地図。	

ら行	利用権設定	農地の貸借の権利（利用権）を設定すること。
	利用権設定等促進事業	改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号に規定する農用地の利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転を促進する事業（令和5年4月1日（改正法の施行日）から2年を経過する日までの間は経過措置として実施できる）□

~~別紙2（第5の1（2）関係）~~

~~I—農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合~~

<del>①存続期間(又は残存期間)</del>	<del>②借賃の算定基準</del>	<del>③借賃の支払方法</del>	<del>④有益費の償還</del>
<del>1—存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について—利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる—一定の期間）とする。ただし、利用権の設定を受ける者や栽培を予定する作物などからみて3年とすることが相当でないとき認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができ。</del>	<del>1—農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</del>	<del>1—借賃は、農用地利用集積計画に定める方法により支払うものとする。</del>	<del>1—農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により、当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の—設定者に対し名目の如何を—問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</del>
<del>2—残存期間は、移転される—利用権の残存期間とする。</del>	<del>2—採草放草地については、その採草放牧地の近隣の採草放草地の—借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放草地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放草地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</del>	<del>2—1の支払いは、貸貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸貸人の住所に持参して支払うものとする。</del>	<del>2—農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</del>
<del>3—農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の途中において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</del>	<del>3—開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</del>	<del>3—借賃を金銭以外のものでも定めた場合には、農用地利用集積計画に定める方法により借賃の支払い等を履行するものとする。</del>	
	<del>4—借賃を金銭以外のものでも定めた場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、—上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</del>		
	<del>—この場合において、その金銭以外のものでも定められる借賃の換算方法については、「農用地の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意し、この旨を定めるものとする。</del>		

~~II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合~~

<del>①存続期間（又は残存期）</del>	<del>②借賃の算定基準</del>	<del>③借賃の支払方法</del>	<del>④有益費の償還</del>
<del>Iの①に同じ。</del>	<del>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</del> <del>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額を勘案して算定する。</del> <del>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</del>	<del>Iの③に同じ。</del>	<del>Iの④に同じ。</del>

~~III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合~~

<del>①存続期間（又は残存期）</del>	<del>②借賃の算定基準</del>	<del>③借賃の支払方法</del>	<del>④有益費の償還</del>
<del>Iの①に同じ。</del>	<del>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</del> <del>2 Iの場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</del>	<del>Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは、「委託者（損失がある場合には、受益者という）」と読み替えるものとする。</del>	<del>Iの④に同じ。</del>

#### IV—所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地利用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の特許を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を用いて算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>